

●NPOで、LRTの絵本「子ねことふしぎな電車」を作成しました

NPO横浜にLRTを走らせる会は、世界的に注目されているLRTを象徴的に掲げて、高齢者や障害者などの移動困難者をはじめ、すべての人が自由に平等に移動できる社会と、横浜の都市生活環境の改善をめざして活動しています。

しかし、LRTの認知度はそれほど高くなく、「LRTって何？」というご質問も多くいただいております。そこで、LRT（Light Rail Transit：新路面電車交通システム）の紹介とその素晴らしさを一人でも多くの方に知っていただきたく、また、子どもたちにも公共交通について興味を持ってもらい、乗ってみたいと思ってもらえるような絵本を作成いたしました。

この絵本は単なるLRTの紹介にとどまらず、絵本を読む子どもたち（大人たち）の胸に残すことができるよう、案内役に子ねこを配し、その子ねこの成長物語としました。LRTの持つ環境、福祉、まちづくりの視点（やさしさ）が子ねこをおとなにしています。また、巻末には国内で現在走っている路面電車を資料として紹介しています。日本では初めてのLRTの絵本と自負していますが、自費出版のため販売方法等には苦慮しているところです。ご興味のある方はぜひ下記ホームページをご覧ください。

<http://lrt.cocolog-nifty.com/yokohama/>

大沼安秀／絵本プロジェクトチーム・メンバー（第一計画部）

●続く明和マンション問題（その2／2）

「良好な環境をつくるために、積極的に地域ルールを作ろうとした地区計画の決定や条例制定を適法とする」が、「一連の行為として全体的に観察すれば、建築及び販売権を妨害した」として、国立市は明和地所に2500万円の損害賠償金を支払うという高裁判決の決定により景観裁判は終わった。

上原前市長は、長年にわたり大学通りを大事にしてきた多くの市民のバックアップを得て、景観問題に取り組み、景観法制定を促すことになった。上原前市長は、「そもそも行政は、市民の意向に沿ってまちづくりを運営することを、憲法第92条で示されている。そのために首長は直接選挙で選ばれたのであるから、中立・公平であるべきことは当然ながら、長年の市民と行政の努力を損なうような出来事に対して、中立を楯に、市民の懸命な訴えに対して何も行動をおこさないような首長であれば、首長として存在する意味は無い」と言い切っている。一方明和は、「訴訟は業務活動の正当性を司法の場で明らかにするためのもので、損害賠償金を受領することが目的ではない」と、支払われた損害賠償金と同額の寄付を市に行った。

では、何が終わらないのか。当初から、そして今も野党優勢の議会において終わっていないのである。「東京高等裁判所平成14年（行コ）第72号条例無効確認、損害賠償請求事件に係る最高裁判所の決定に伴う遅延損害金支払を発生させたこと及び損害賠償金に対する調査特別委員会」という恐ろしく長い名前の委員会で、今まだ、上原前市長の責任を問い、自腹を切って支払えという中間報告を、この12月議会で報告している。明和マンション問題は、市民意志の所在について今なお考えさせ続けている。

文責者：株式会社 草建築工房 高田 啓子  
紹介者：高尾利文（第二計画部）

---

発行責任者：代表取締役 庄山 高司  
事務局：株式会社アルメック 業務部  
東京都目黒区青葉台 1-19-14  
電話 03-5489-3211・FAX 03-5489-3210  
Eメール [hotnews@almec.co.jp](mailto:hotnews@almec.co.jp)  
ホームページ <http://www.almec.co.jp/>

---